

● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●

» » » » » » » » 令和 7 年 10 月号 « « « « « « « «

★下請法等の改正★

令和 7 年 3 月、下請法及び下請振興法の改正法が成立し、令和 7 年 5 月、中小企業庁からその概要が公表されました。この改正法は、令和 8 年 1 月から施行されます。

今月は、下請法等の改正に関し、紹介します。

1, 下請法（下請代金支払遅延等防止法）の改正

下請法は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を目的とした法律です。

(1) 現行の下請法

現行の下請法の概要は、次のとおりです。

①適用される取引

イ、製造委託、ロ、修理委託、ハ、情報成果物作成委託、ニ、役務提供委託

②適用される事業者（会社区分）

適用される取引	適用対象の親会社 (親会社の資本金)	適用される下請会社・個人 (下請の資本金)
物品の製造委託 修理委託	資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下
	資本金 1 千万円超 3 億円以下	資本金 1 千万円以下
情報成果物作成 役務提供委託	資本金 5 千万円超	資本金 5 千万円以下
	資本金 1 千万超 5 千間年以下	資本金 1 千万円以下

③義務と禁止行為

親会社に対しては、次の義務と禁止行為が課されています。

イ、親会社の義務

発注書の作成・交付・保存、支払期日の決定等

ロ、親会社の禁止行為

(イ) 受領拒否、(ロ) 支払遅延、(ハ) 減額、(ニ) 返品、(ホ) 買ったたき等

(2) 法改正の趣旨

物価が上昇する中で、下請企業の賃上げ原資を確保し、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図るため。

2, 下請法改正の概要

(1) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第 5 条第 2 項第 4 号関係】

①趣旨

適切な価格転嫁が行われる取引環境を整備し、対等な価格交渉を確保するため

②改正

中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定の新設。

(事例) コスト上昇時に、コスト上昇に見合わない取引価格の引上げ幅

①従前の取引状況(下請の営業利益ゼロ)

取引価格	70円	30円	
100円	原価	利益	下請けの粗利益率30%

②取引価格引上げ後の状況

取引価格	120円	30円	
150円	原価	利益	下請けの粗利益率20%

(注) 下請は、同じ利益額では、製造原価以外に販管費が上昇しているため、その分営業利益は減少します(下請において、従来の利益を確保するには、賃金引上げでなく、賃金引き下げが必要となります)。

(2) 手形等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

①手形支払いの禁止

中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めない。

②支払期日までに代金の支払い

電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭(手数料等を含む満額)を得ることが困難であるものについては認めない。

(注) 従来は、現金受領まで、支払日までの期間(60日)と手形サイト(60日)の合計120日が限度でしたが、改正後は、支払日までの期間60日が限度となる。

(3) 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

①改正の趣旨

改正前においては、物品の運送の再委託(運送業者が、他の運送業者に再委託)する場合は、下請法の対象でしたが、発荷主から運送事業者への委託は、下請法等の対象外でした。しかし、弱い立場にある物流業者を保護する観点から、発荷主から運送事業者への委託も対象となりました。

②改正内容

荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、規制の対象とした。

(4) 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

①趣旨

下請法等の規制を逃れるため、自社の資本金額を減資し、また受注者に増資を求める発注者が存在していることから、これを規制し、下請けの保護を図る。

②改正

上記1 (1) ②の適用される会社区分において、適用対象の親会社に、資本金基準に加え、従業員基準を追加し、資本金基準を満たさない場合でも、**従業員基準を満たす場合には、下請法等が適用されます。**

適用される取引	適用対象の親会社 親会社の資本金又は従業員	適用される下請会社・個人 下請の資本金又は従業員
物品の製造委託 修理委託	資本金 3 億円超	資本金 3 億円以下
	資本金 1 千万円超 3 億円以下	資本金 1 千万円以下
	従業員 300 人超	従業員 300 人以下
情報成果物作成 役務提供委託	資本金 5 千万円超	資本金 5 千万円以下
	資本金 1 千万超 5 千間年以下	資本金 1 千万円以下
	従業員 100 人超	従業員 100 以下

(5) 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

①趣旨

現行法では、委託事業者（親会社）に対し、中小企業庁は、「指導・助言」ができ、公正取引員会は、「指導・助言及び勧告」ができるが、親会社である委託事業者を所管する事業所官庁は、通報があった場合に調査権限のみがあり、「指導・助言及び勧告」ができない。

また、下請けが事業所管庁に通報した場合、下請法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

②改正

イ、事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。

ロ、中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。

(6) 「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

①趣旨

下請という名称が、発注者と受注者が対等な関係でない印象を与えている。

②改正

イ、用語の改正

「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、

「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正する。

ロ、法律の題名の改正

「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正する。

(7) その他の改正

①木型、治具等を製造委託の対象物として追加

専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、金型と同様に製造委託の対象物として追加する。【新第2条第1項関係】

②書面等の交付義務

書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする。【新第4条関係】

③遅延利息の対象

遅延利息の対象に減額を追加し、代金の額を減じた場合、起算日から60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、遅延利息を支払わなければならないものとする。【新第6条第2項関係】

④再発防止策などを勧告

既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備し、勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにする。【新第10条関係】

3、下請振興法の改正

下請振興法は、下請関係を改善し、下請中小企業の振興を図るための法律です。

(1) 下請振興法が適用される事業者

下請振興法における適用事業者は、「中小企業者」に該当する事業者です。

①製造業等では、資本金3億円以下または従業員300人以下の会社や個人、

②サービス業では資本金5千万円以下または従業員100人以下の会社や個人

(注) 企業組合や協業組合も中小企業者として含まれます。

(2) 具体的な措置

①経済産業大臣が、下請事業者と親事業者のよるべき「振興基準」を定める。

業界団体は、振興基準に基づき、自主行動計画を策定する。

②振興基準に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言

③価格交渉・転嫁の状況の「企業リスト」等の調査・公表

④下請企業と親企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

(3) 改正内容

①多段階の事業者が連携した取組への支援

多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加

②国・地方公共団体等の責務規定新設

地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める。また、国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める旨を規定

③主務大臣の権限強化「勸奨」

主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して、その実施を促す（勸奨する）ことができる旨を規定。

これにより、価格転嫁・取引適正化の実効性を高める。

④適用対象の追加

イ、趣旨

中小企業同士等、下請法の対象外の取引も含めて、支援または指導・助言・勸奨の対象とし、価格転嫁・取引適正化を浸透させる

ロ、改正（適用対象取引と事業者）

（イ）発荷主と運送業者との取引（下請法と同じ）

（ロ）従業員数に大小関係にある委託事業者（下請法より広い）

⑤下請けという用語の改正

「下請中小企業」⇒「受託中小企業」 「親事業者」⇒「委託事業者」

「下請中小企業振興法」⇒「受託中小企業振興法」

4. 企業が取り組むべき対応

下請法等の改正に伴い、企業は次のような取り組みが求められます。

（1）適用範囲の確認

各社において、改正後の規制対象範囲、規制内容の確認、対応が必要です。

（2）契約内容の見直し

改正内容に沿って、契約書の内容や支払方法等を検討し、見直しを行う。

（3）社内体制の整備

手形支払いの廃止、代金支払いを確実にを行うための社内体制・システムの整備。

（4）情報収集

公正取引委員会等から、改正法の詳細、実務に関する説明会情報を入手。

★事務所から★

2025 年は下請法、労働法等の改正があり、企業は、改正法に適切に対応する必要があります。特に、元請けや大手企業との取引価格の設定に関しては、下請法等の改正により、より物価上昇分を取引価格に転嫁できるような制度になりつつあります。

消費低迷の中、物価上昇が持続する見込みですので、各社、取引価格の引上げ等適切な対応が必要です。
(公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい)